



被扶養者の結婚時における手続きと結婚貸付について



この春、娘が結婚します。これまで娘は、私の被扶養者として認定されていましたが、結婚を機に会社員である婚約者の被扶養者になります。この際、どのような手続きをすればよいのでしょうか。また、共済組合から娘の結婚資金を借りることができるそうですが、このことについても教えてください。



組合員の被扶養者となっている人が、結婚を機に被扶養者資格を喪失することになったときは、共済事務担当課を経由してすみやかに「**組合員被扶養者証**」を添えて、「**被扶養者申告書**」を共済組合へ提出してください。資格喪失後、医療機関等で受診があった場合は共済組合から返還請求（共済組合負担分等）を受けることになりますので十分に注意してください。

次にお子さまの結婚資金が必要な際は、**特別貸付（結婚貸付）**として共済組合から1万円単位で給料の6カ月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは、200万円。普通・住宅・災害・特別貸付を併せて行う場合の貸付金の限度額は別に定めていますので、私たちの共済組合または、当共済組合ホームページ※を参照してください）まで借り受けられます。「**特別貸付申込書**」に下記の書類を添えて、資金を必要とする最も近い時期に共済事務担当課を経由して、共済組合へ提出してください。

貸付申込書に添付する書類

- ・費用の見積書または請求書等（業者印等が押印されたもの）
- ・案内状等婚姻の事実が確認できる書類
- ・借入状況等申告書（注）

他の金融機関等からの借入がある場合は、当該金融機関等からの借入状況および毎月の弁済状況を確認できる書類を添付していただきます。

（注）本組合および他の金融機関等から受けているすべての借入金に対する毎月の償還額（期末勤勉手当からの償還を除く）が給料の100分の30に相当する額を超える場合は貸付けできません。

- ・印鑑登録証明書
- ・住民票または戸籍抄本等
（続柄が確認できるものに限る。被扶養者を除く。）

特別貸付の決定日は、毎月1日および15日（決定日が土、日、祝日の場合は、その翌日の営業日）の2回行い、決定日の前日（土、日、祝日の場合は、その前日の営業日）が締切日となります。1日決定の貸付につきましては、当月25日（土、日、祝日の場合は、その前日の営業日）に、また、15日決定の場合は、翌日10日（土、日、祝日の場合はその前日の営業日）に給付金等振込口座指定届により届出いただいています指定口座へ送金いたします。

償還方法および償還回数については、毎月の給料から同一金額を控除し、貸付を受けた月の翌月より2月以上120月以内で返済することになっています（一回償還額および償還回数は貸付額に基づき償還表により決められています。償還表は、当共済組合ホームページ※に掲載しています）。なお、貸付金利率は変動金利で、平成20年4月1日現在、年利2.52%（一部負担率0.06%を含む）です。

※奈良共済ホームページ：<http://www.kyosai-nara.jp/>

